

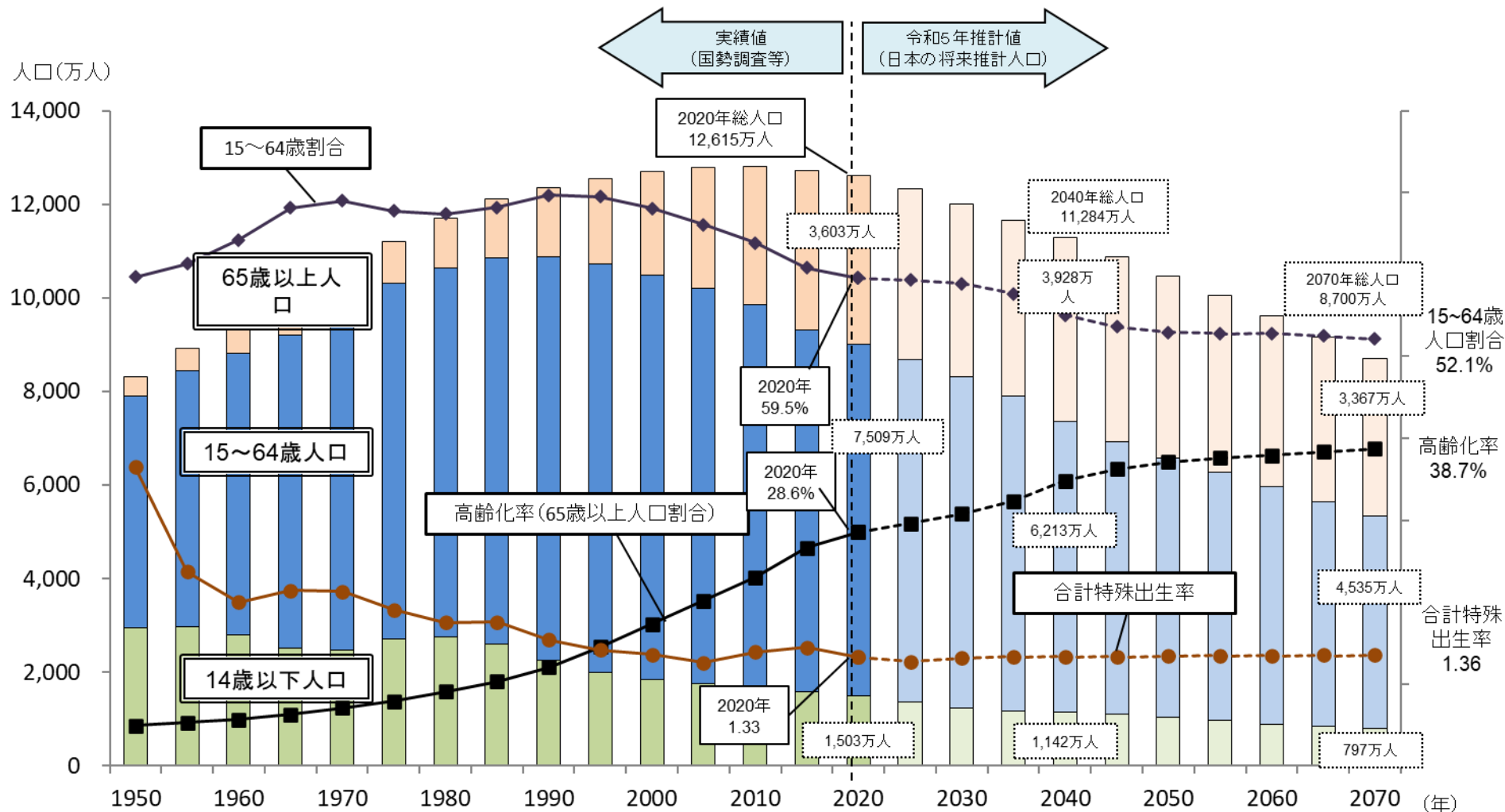
テクノロジー等を活用した介護現場における 生産性向上の重要性とその施策について

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護現場における生産性向上の取組の背景

日本の人口の推移

○日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。

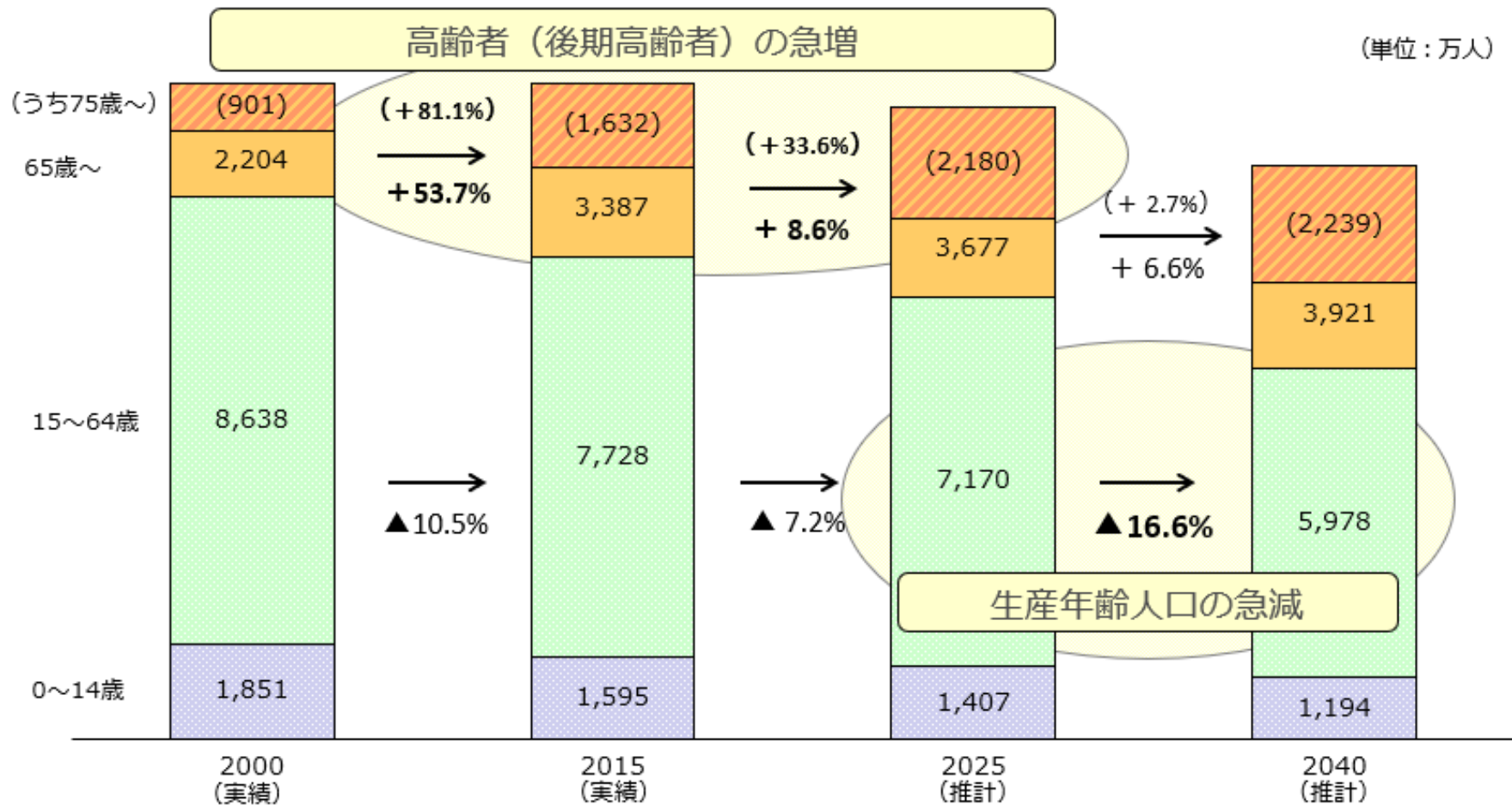


(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

2025年までの社会の変化と2025年以降の社会の変化

- 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。

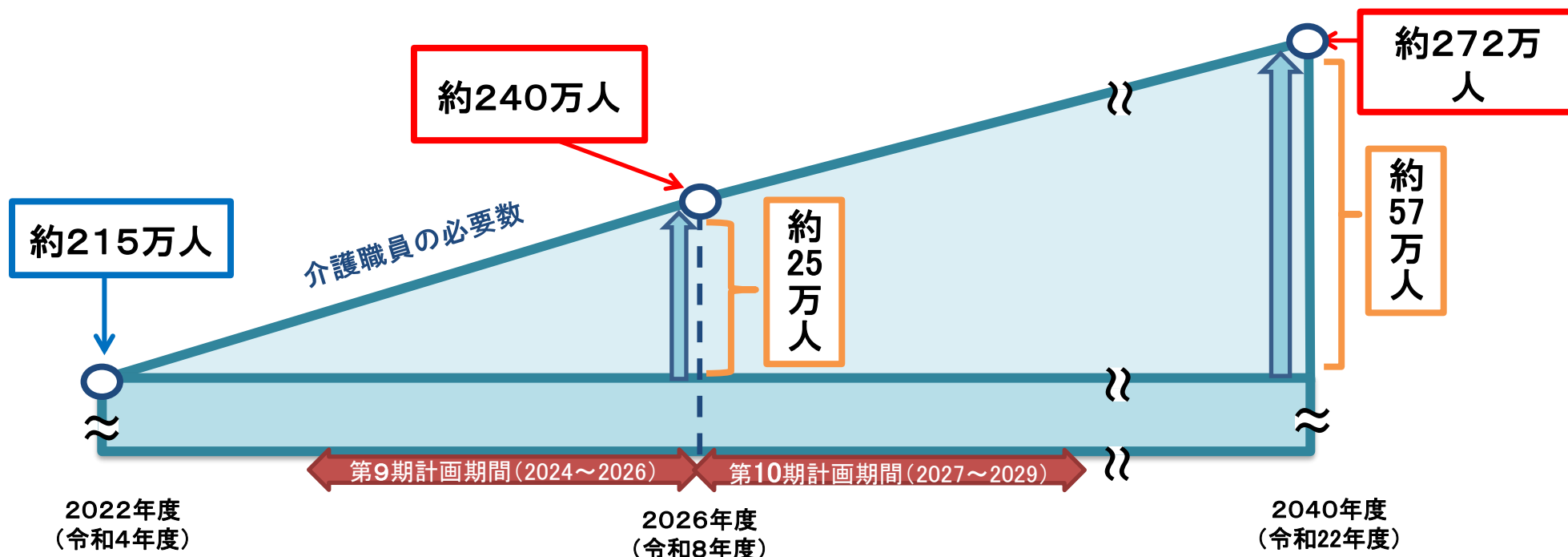
【人口構造の変化】



(出典)総務省「国勢調査」人口推計、国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」

第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2026年度には約240万人（+約25万人（6.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約272万人（+約57万人（3.2万人/年））となった。 ※（）内は2022年度（約215万人）比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2022年度 (令和4年度) の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数 (約240万人・272万人) については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量 (総合事業を含む) 等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注3) 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の 処遇改善

- 介護人材の確保のため、これまでに累次の処遇改善を実施。介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の創設・拡充に加え、介護職員の収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、2024年2月から5月まで実施。
- 令和6年度報酬改定では、以下の改正を実施。
 - ・ 介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、3種類の加算を一本化。
 - ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率を引き上げ。

多様な人材 の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活動の推進
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- **介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進**
- **令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進（介護報酬上の評価の新設等）**
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- **生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置**
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

介護職 の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

外国人材の受入 環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備（現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等）
- 特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国を拡充

介護現場における生産性向上とは



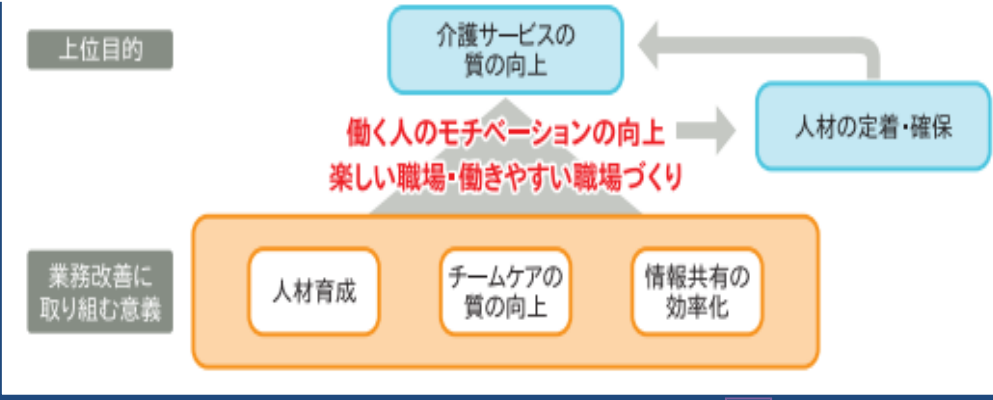
介護現場における生産性向上（業務改善）の捉え方と生産性向上ガイドライン

一般的な生産性向上の捉え方

- 業務のやり方を工夫することで、現在の業務から「ムリ」「ムダ」「ムラ」をなくし、業務をより安全に、正確に、効率的に行い、負担を軽くすることを目的として取り組む活動のこと。
- 生産性（Output（成果）/Input（単位投入量））を向上させるには、その間にあるProcess（過程）に着目することが重要



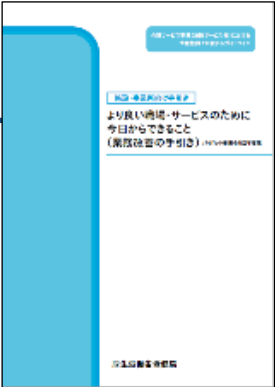
介護サービスにおける生産性向上の捉え方



介護現場における生産性向上とは、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、**職員の業務負担の軽減を図るとともに**、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、**介護サービスの質の向上にも繋げていくこと**

生産性向上に資するガイドラインの作成

- 事業所が生産性向上（業務改善）に取り組むための指針としてガイドラインを作成。
 - より良い職場・サービスのために今日からできること（自治体向け、施設・事業所向け）
 - 介護の価値向上につながる職場の作り方（居宅サービス分）
 - 介護サービスの質の向上に向けた業務改善の手引き（医療系サービス分）



【介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン】

より良い職場・サービスのために今日からできること（業務改善の手引き） （介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン）

① 職場環境の整備

取組前

取組後



② 業務の明確化と役割分担 (1) 業務全体の流れを再構築

介護職の業務が
明確化されて
いない

業務を明確化し、
適切な役割分担を
行いケアの質を向上



介護職員が
専門能力を発揮
介護助手
が実施

② 業務の明確化と役割分担 (2) テクノロジーの活用

職員の心理的
負担が大きい

職員の心理的
負担を軽減



③ 手順書の作成

職員によって異なる
申し送り

申し送りを
標準化



④ 記録・報告様式の工夫

帳票に
何度も転記

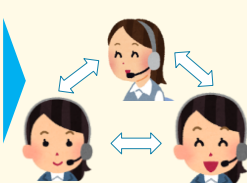
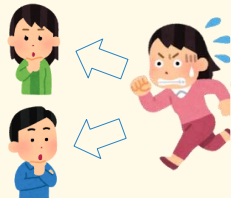
タブレット端末や
スマートフォンによる
データ入力（音声入
力含む）とデータ共有



⑤ 情報共有の工夫

活動している
職員に対して
それぞれ指示

インカムを利用した
タイムリーな
情報共有



⑥ OJTの仕組みづくり

職員の教え方に
ブレがある

教育内容と
指導方法を統一



⑦ 理念・行動指針の徹底

イレギュラーな
事態が起こると
職員が自身で
判断できない

組織の理念や行動
指針に基づいた
自律的な行動



介護分野におけるテクノロジーの活用例

スマートフォンを活用した記録・ 入力の省力化



⇒「記録・文書作成・連絡調整」業務が、約6分減少(職員1名・1勤務当たり)

情報の収集・蓄積・活用の円滑化による ケアの質向上

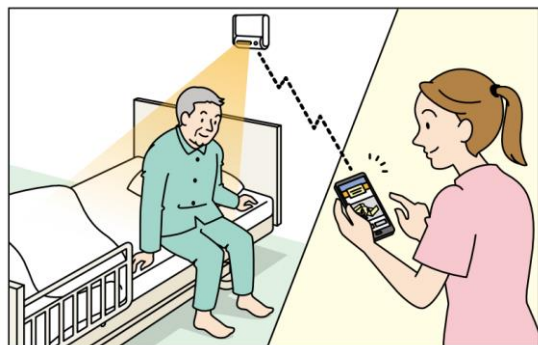


移乗支援機器を活用した従事者の 負担軽減



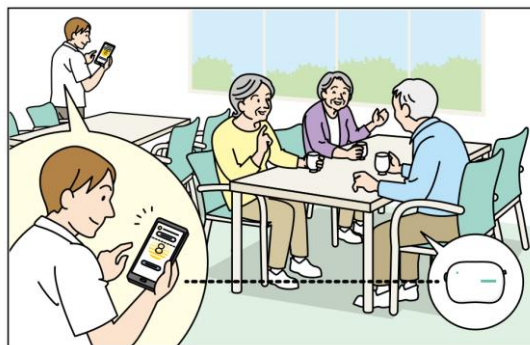
⇒職員2名による介助から1名による介助
になることで、排泄支援1回当たりの「移
動・移乗」業務が9分減少

センサーを活用した見守り による省力化・ケアの質向上



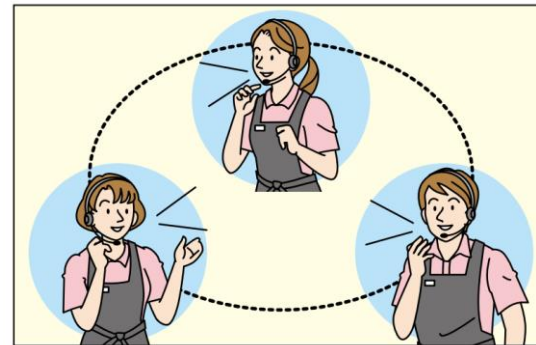
⇒「直接介護」及び「巡回・移動」時間の合計
が、夜勤職員一人あたり減17分減少

センサーを活用した排泄予測 による省力化・ケアの質向上



⇒トイレ誘導時、排泄が無かった回数が減少し、
「排泄支援」の時間が約3分減少した(職員1
名・1勤務当たり)

インカムを活用した コミュニケーションの効率化



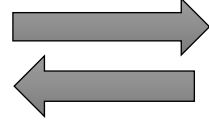
⇒活動している職員に対してそれぞれ指示して
いたものから、全職員にタイムリーかつ双方向
の情報共有が可能となり業務効率化に繋がる。

民間企業・研究機関等

機器の開発

日本の高度な水準の工学技術を活用し、高齢者や介護現場の具体的なニーズを踏まえた機器の開発支援
【経産省中心】

モニター調査の依頼等



試作機器の評価等

介護現場

介護現場での実証等

開発の早い段階から、現場のニーズの伝達や試作機器について介護現場での実証(モニター調査・評価)
【厚労省中心】

移乗支援(装着)

介助者のパワーアシストを行う装着型の機器



移乗支援(非装着)

介助者による移乗動作のアシストを行う非装着型の機器



移乗支援
普及率 9.7%

排泄支援(排泄物処理)

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ



排泄支援
普及率 0.5%

排泄支援(動作支援)

ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器



排泄支援(排泄予測・検知)

排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握やトイレへの誘導を支援する機器



見守り(施設)

介護施設において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム



見守り(在宅)

在宅において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム



コミュニケーション

高齢者等のコミュニケーションを支援する機器



見守り・コミュニケーション
普及率 30.0%

介護業務支援

介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム



介護業務支援
普及率 10.2%

機能訓練支援

介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務(アセスメント・計画作成・訓練実施)を支援する機器・システム



食事・栄養管理支援

高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム



認知症生活支援・認知症ケア支援

認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム



移動支援(屋外)

高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器



移動支援
普及率 1.2%

移動支援(装着)

高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器



移動支援(屋内)

高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器



入浴支援

入浴におけるケアや動作を支援する機器



入浴支援
普及率 11.2%

※赤破線で囲っている、排泄支援(排泄予測・検知)、見守り(施設)、見守り(在宅)、コミュニケーション、介護業務支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援の項目においては他の機器・システムとの連携を定義文において明記
※項目別の普及率は、『令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査結果』を引用
※緑枠線の、新たに追加される機能訓練支援、食事・栄養管理支援・認知症生活支援・認知症ケア支援の3項目に関しては、上記調査を実施していないため、普及率は未記載

※介護テクノロジー利用の重点分野説明動画リンク

<https://www.youtube.com/watch?v=VB14IUS3Dsc>

介護テクノロジー導入等に対する支援



施策名:介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、「省力化投資促進プラン」(令和7年6月13日)において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、生産年齢人口が減少していく中、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行うとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善を推進するため、介護事業所において介護テクノロジー等を導入する費用及び地域全体で導入する費用の補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善等の取組など協働化等の支援を行うとともに、経営改善の支援に係るモデル的な事業を実施する。あわせてこれらに要する都道府県等の伴走支援の強化等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)生産性向上の取組を通じた職場環境改善

①生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入

- ・見守り機器・介護記録ソフト・インカムについては、業務時間削減効果が確認されているため集中的に支援。特に、小規模事業者も含めこれらのテクノロジーがより広く事業者へ普及するよう支援。そのため、介護テクノロジー等の導入にかかる費用を補助するとともに、導入等と一体的に実施する業務改善にかかる費用(※)を補助(※)介護記録ソフトの導入前後の定着を促進する費用やWi-Fi環境整備費用も含む。

②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面的に生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2)小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援、経営改善支援モデル事業の実施

- ①人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援等に加え、福祉医療機構(WAM)による経営分析などを行うための費用を補助することにより、経営改善支援モデル事業を実施
- ②福祉医療機構における介護施設等の経営サポート事業の体制強化を実施(事業スキーム:国→WAM(実施主体)、運営費交付金の交付)

(3)都道府県等による伴走支援等の実施

- ・小規模事業所等に対するICT導入や協働化等の伴走支援等が着実に実施されるよう、必要な都道府県等の体制を整備

【事業スキーム】



【実施主体】

都道府県 (都道府県から市町村への補助も可)

【負担割合】

- (1)①、(2)①…国・都道府県4/5、事業者1/5
- (1)②、(3)…国・都道府県 10/10
- ※国と都道府県の負担割合は以下の通り
- (1)①、(2)①…国4/5、都道府県1/5
- (1)②…国9/10、都道府県1/10、(3)…国 10/10

⑤成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

省令改正

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。 <経過措置 3年間>

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

告示改正

- 介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

【単位数】

- 生産性向上推進体制加算 (I) 100単位/月 (新設)
- 生産性向上推進体制加算 (II) 10単位/月 (新設)

【算定要件】

<生産性向上推進体制加算 (I)>

- (II) の要件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担 (いわゆる介護助手の活用等) の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

<生産性向上推進体制加算 (II)>

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

令和7年5月審査分の算定状況
 全サービス:加算 I 2.5%、加算 II 21.8%
 特養:加算 I 2.2%、加算 II 28.6%
 老健:加算 I 2.3%、加算 II 31.9%
 特定:加算 I 7.3%、加算 II 25.9%

生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化

省令改正

- 見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、生産性向上に先進的に取り組む特定施設について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、人員配置基準を特例的に柔軟化する。

特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護

- 特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、要件を満たす場合は、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とする。

<現行>

利用者	介護職員（+看護職員）
3 (要支援の場合は10)	1

<改定後（特例的な基準の新設）>

利用者	介護職員（+看護職員）
3 (要支援の場合は10)	0.9

(要件)

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において必要な安全対策について検討等していること
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数活用していること
- ・職員間の適切な役割分担の取組等をしていること
- ・上記取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることがデータにより確認されること

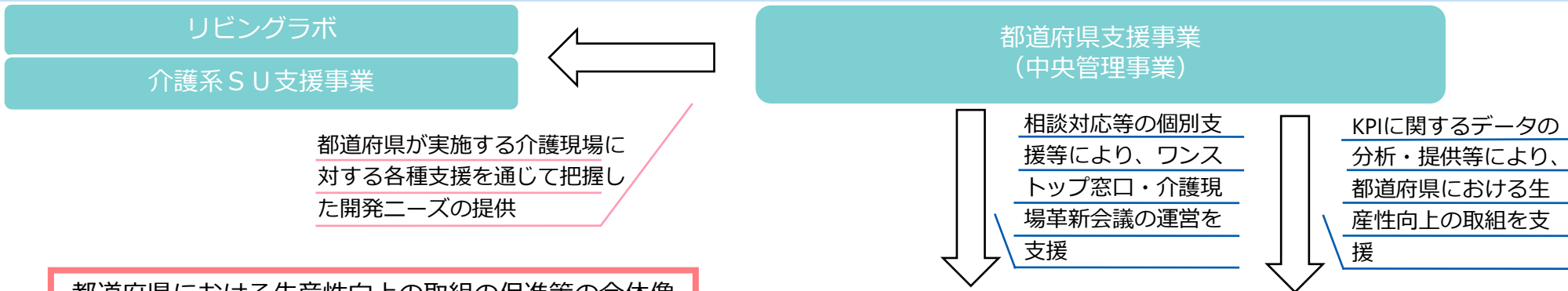
※安全対策の具体的要件

- ①職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ②緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等）
- ③機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- ④職員に対する必要な教育の実施
- ⑤訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

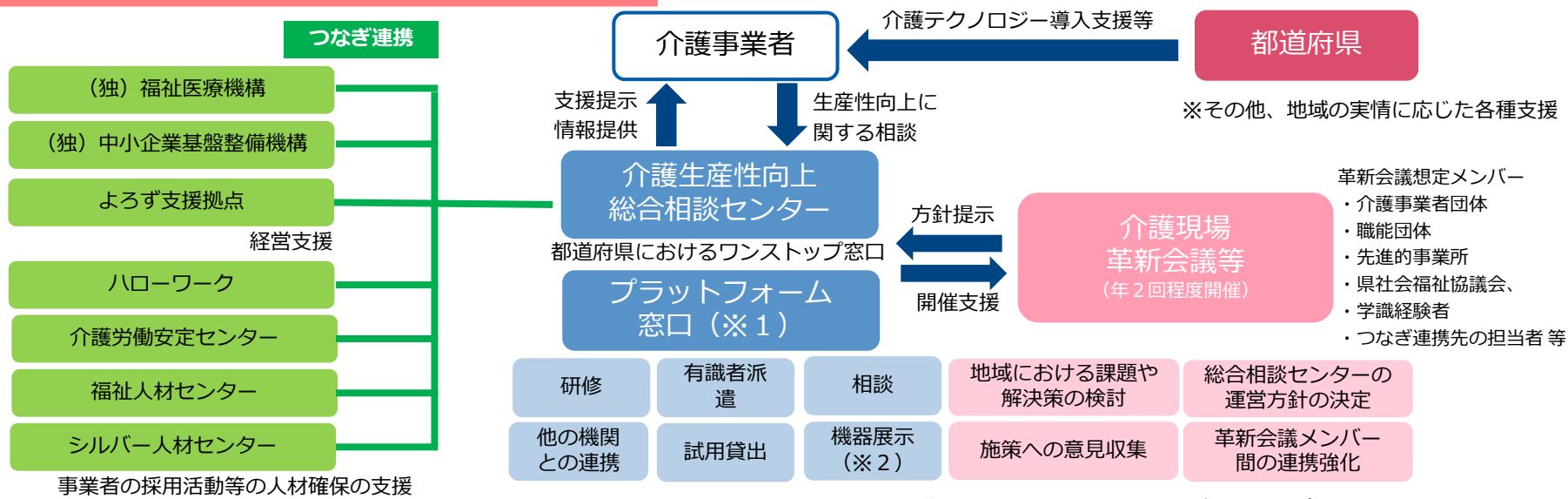
(※) 人員配置基準の特例的な柔軟化の申請に当たっては、テクノロジーの活用や職員間の適切な役割分担の取組等の開始後、これらを少なくとも3か月以上試行し（試行期間中においては通常の人員配置基準を遵守すること）、現場職員の意見が適切に反映できるよう、実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が行われていることをデータ等で確認するとともに、当該データを指定権者に提出することとする。

都道府県支援事業（中央管理事業）プラットフォーム窓口

- 介護現場において、生産性向上や人材確保の取組を進めるためには、介護事業者のみの自助努力だけでは限界があり、地域全体で取組を推進していく必要があるため、都道府県が主体となり設置・運営を行うワンストップ窓口において、介護現場へ総合的な支援を実施することとしている。
- 都道府県支援事業（中央管理事業）によりワンストップ窓口の設置・運営に係る支援を実施するほか、ワンストップ窓口が設置されていない都道府県への支援として、R8年度まで、地域を限定して介護テクノロジーの開発・実証・普及広報のプラットフォーム窓口（以下、PF窓口）を設置する



都道府県における生産性向上の取組の促進策の全体像



※1 未設置の都道府県は、本事業において国が設置するプラットフォーム窓口を活用

※2 ワンストップ窓口のみ実施

介護生産性向上総合相談センター設置状況（令和8年1月31日時点）

■介護生産性向上総合相談センター

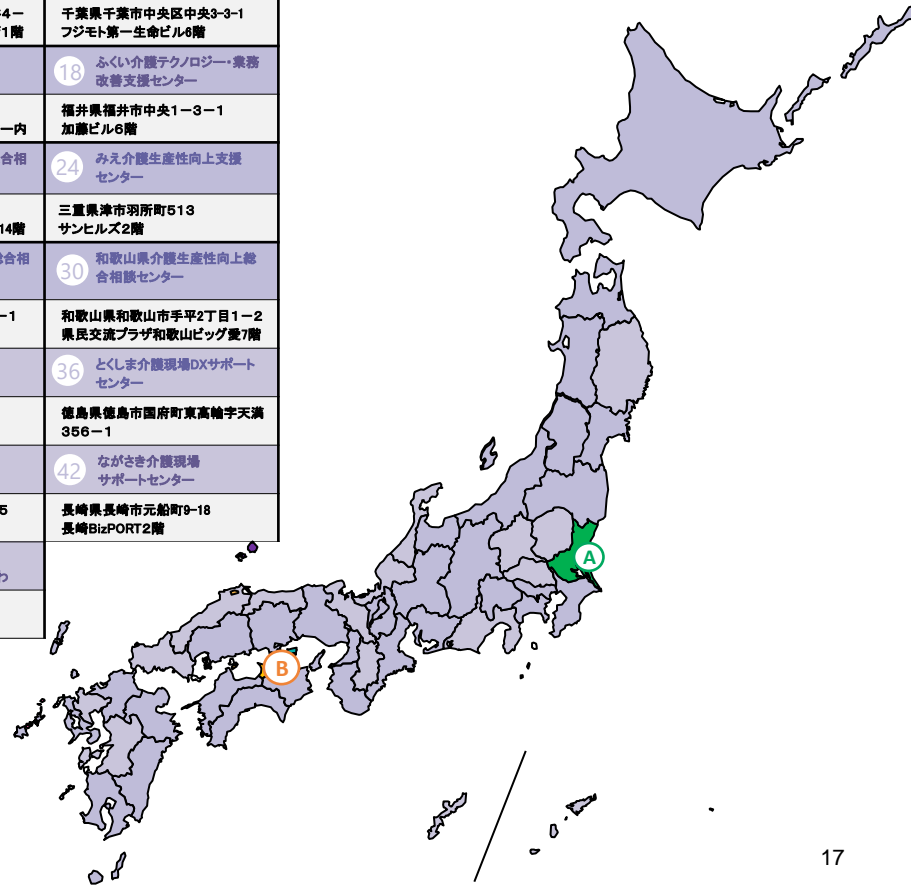
都道府県が設置するワンストップ型の窓口。地域の実情に応じた相談対応や研修会、介護現場への有識者の派遣、介護ロボット等の機器展示や試用貸出対応を実施。また、経営支援や人材確保支援に対応するため、関係機関（よろず支援拠点・ハローワーク・介護労働安定センター等）へのつなぎ連携も実施している。令和8年度までに全都道府県に設置予定。

■介護生産性向上総合相談センター（設置済）

1 北海道介護現場業務改善総合相談センター 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地かである27	2 あおもり介護生産性向上総合相談センター 青森県青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ	3 いわて介護現場サポートセンター 岩手県盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター3階	4 宮城県介護事業所支援相談センター 宮城県仙台市青葉区本町3-9-1宮城県長寿社会政策課介護人材確保推進班	5 あきた介護業務「カイゼン」サポートセンター 秋田県秋田市御所野下通5-1-1 秋田県中央地区シルバーエリア	6 山形県介護生産性向上総合相談センター 山形県天童市一日町4丁目2-6
7 ふくしま介護生産性向上支援センター 福島県山形市富田町字満水田27-8 ふくしま医療機器開発支援センター	8 茨城県 令和8年度以降設置予定	9 介護の仕事サポートセンターとちぎ 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ1F	10 介護職場サポートセンターぐんま 群馬県前橋市千代田町1-14-1 横越広瀬川ビル2F	11 介護のみらいサポートセンター 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階	12 千葉県介護業務効率アップセンター 千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階
13 介護職場サポートセンターTO KYO 京都府新都市西新2-7-1 新富第一生命ビルディング(小田急第一生命ビル)19階	14 かながわ介護スマート相談室 神奈川県横浜市中央区山下町23番地 日土地山下町ビル9階	15 新潟県介護職場DX・業務改善サポートセンター 新潟県新潟市中央区米山2-4-1 高山第3ビル6階	16 とやま介護テクノロジー普及・推進センター 富山県富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2階	17 いしかわ介護業務改善相談支援センター 石川県金沢市赤土町2-13-1 石川県リハビリテーションセンター内	18 ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター 福井県福井市中央1-3-1 加藤ビル6階
19 山梨県介護福祉総合支援センター 山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1階	20 長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター 長野県長野市南条町1082 ND南条ビル5階	21 岐阜県介護生産性向上総合相談センター 岐阜県岐阜市金園町1-3-3 クリスタルビル2階	22 静岡県介護生産性向上総合相談センター 静岡県静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル2階	23 あいち介護生産性向上総合相談センター 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル14階	24 みえ介護生産性向上支援センター 和歌山県介介護生産性向上総合相談センター
25 滋賀県介護現場革新サポートデスク 滋賀県草津市笠山7-8-138	26 京都府介護・福祉職場業務改善支援センター 京都府京都市中京区竹屋町鳥丸東入ル清水町375 府立総合社会福祉会館 地下1階	27 大阪府介護生産性向上支援センター 大阪府大阪市住之江区南港北2-1-10 ATOビルITM棟11階	28 ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター 兵庫県神戸市西区曙町1070 兵庫県立福祉のまちづくり研究所内	29 奈良県介護生産性向上総合相談センター 奈良県奈良市大宮町4-266-1 三和大宮ビル2階	30 和歌山県介護生産性向上総合相談センター 和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
31 鳥取県介護生産性向上総合相談センター 鳥取県鳥取市扇町116 田中ビル2号館2階	32 介護現場革新サポートセンターしまね 鳥取県松江市朝日町498 松江センタービル9階	33 岡山県介護生産性向上総合相談センター 岡山県岡山市北区御町1-1-1 住友生命岡山ビル15階	34 介護職場サポートセンターひろしま 広島県広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	35 山口県介護生産性向上総合相談センター 山口県山口市穂積町1-2 リバーサイド山陽Ⅱ 2階	36 とくしま介護現場DXサポートセンター 徳島県徳島市国府町東高輪宇天満356-1
37 香川県 令和8年度以降設置予定	38 愛媛県介護生産性向上総合相談センター 愛媛県松山市一番町1丁目14番10号 井手ビル4階	39 高知県介護生産性向上総合相談センター 高知県高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア7階	40 福岡県介護DX支援センター 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階	41 さが介護業務効率化サポートセンター 佐賀県佐賀市兵庫南4-1-25 なかむらビル兵庫南2階3号室	42 ながさき介護現場サポートセンター 長崎県長崎市元船町9-18 長崎BizPORT2階
43 くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命ビル2階	44 大分県介護DXサポートセンター 大分県大分市明野東3丁目4番1号	45 みやざき介護生産性向上総合相談センター 宮崎県宮崎市高千穂通2-1-2 唯産第3ビル 4階	46 鹿児島県介護生産性向上総合相談センター 鹿児島県鹿児島市山下町14-50 カクイクス交流センター2階	47 介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわ 沖縄県那覇市前島3-25-5 とまりん(アネックスビル)1階	

■介護ロボット・ICT相談窓口（2カ所）

A 公益財団法人介護労働安定センター茨城支部 介護テクノロジー相談窓口 茨城県水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル	B 公益財団法人介護労働安定センター香川支部 介護テクノロジー相談窓口 香川県高松市寿町1丁目3番2号 日進高松ビル6階
---	--



※国の事業で設置された窓口（都道府県の準備ができ次第、介護生産性向上総合相談センターへ移行）

CARISO (CARE Innovation Support Office) について

リビングラボ

- リビングラボにおいては、介護テクノロジーの製品化にあたっての相談・検証・実証を実施するリビングラボのネットワークを形成するとともに、開発企業のシーズ、介護現場のニーズをマッチングするニーズシースマッチング支援を実施するほか、マッチングサポーターによる支援や実証フィールドの提供を行う。

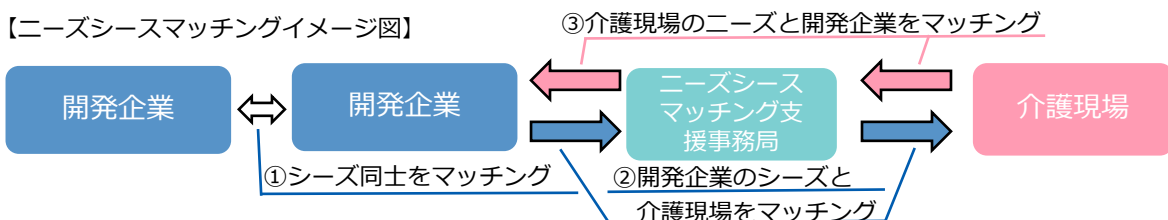
【リビングラボによる支援内容】

製品の開発フェーズ・ステップ

フェーズ	開発フェーズ・ステップ	支援内容
企画	業界研究	①介護保険制度について理解する ③介護現場について理解する ②介護サービスの種類を理解する ④既存の製品・サービスについて理解する
	ニーズ調査	①課題を発掘し分析する ③介護業界と他業界の違いを意識する ②課題の普遍性を確かめる
	コンセプト企画	①製品・サービスのねらいを明確化する ③介護の基本精神を意識する ②介護の全体の流れを俯瞰的に意識する ④コンセプトについて介護現場からフィードバックを得る
	ビジネスプラン検討	①ターゲットを設定する ③(在宅向け) (在宅向け) 在宅の場合の購入原資を理解する ②(事業所向け) 事業所の収益構造を理解する ④上市後を見据えた体制を構築する
	マッチング・ネットワーキング	①生産企業との関係性を構築する ③有識者との関係性を構築する ②隣接領域の開発企業との関係性を構築する
開発	研究室レベルでの実証	①現場での実証が可能な水準まで機能性を上げる ③機能を限定して検証する ②実際の利用者以外を対象として検証する
	実運用環境での実証	①数事業所を対象にしてユースケースを検証する ③検証結果を踏まえて仕様を調整する ⑤検証環境を整備する ②十以上の事業所を対象にして有効性を検証する ④検証目的・内容を明確にする
	上市準備	①コスト設計を検討する ②上市後の回収を想定して仕様を確定させる
販売	販売戦略	①代理店販売・共同判断を活用する ③購入単位や契約方法にこだわる ②効果的なチャネルで情報を提供する
	営業アプローチ	①期待値を正しく設定する ③事業所の補助金獲得をサポートする ②伝える相手に応じてメッセージを工夫する
	導入支援	①導入計画立案から伴走する ③デモや初期設定をサポートする ②導入に向けた環境を整える ④利用者向けの同意取得をサポートする
	継続的改良	①使用者状況をモニタリングする ②顧客の声を取り入れて活かす

※令和5年度老人保健健康増進等事業「介護現場のニーズをふまえたテクノロジー開発支援に関する調査研究事業」(社会福祉法人善光会)を参考に厚生労働省作成

【ニーズシースマッチングイメージ図】



【マッチングサポーター】

- 福祉・工学の学術関係者等を中心に40名程度が開発企業をサポート(昨年秋にUI/UXに精通したサポーターを追加)

【実証フィールドの提供】

- 開発フェーズ・ステップによっては、全国の介護事業所の協力による大規模実証フィールド(2025年5月時点で約1,200)を提供

- 福祉用具の新規提案の実証への協力を実施

リビングラボネットワーク — 開発実証のアドバイザリーボード兼先行実証フィールドの役割 —

学校法人藤田学園
ロボティクススマートホーム



国立研究開発法人
国立長寿医療研究センター



国立大学法人東北大学
青葉山リビングラボ



独立行政法人労働者健康安全機構
吉備高原医療リハビリテーションセンター



国立大学法人九州工業大学
スマートライフケア共創工房



社会福祉法人善光会
Care Tech ZENKOUKAI Lab



国立研究開発法人産業技術総合研究所
リビングラボ



SOMPOホールディングス株式会社
Future Care Lab In Japan



■リビングラボ一覧■（8カ所）

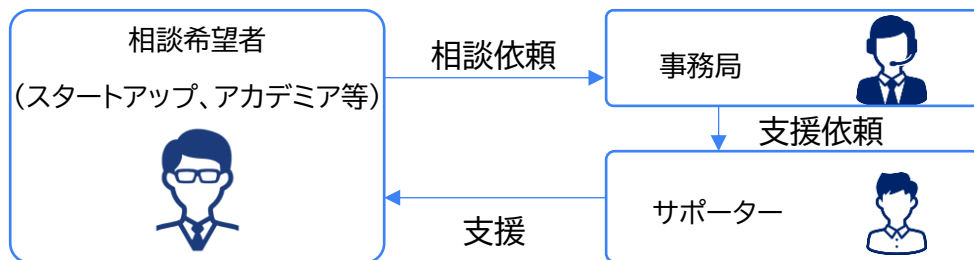
<p>国立大学法人東北大学 青葉山リビングラボ</p> <p>宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-6 アドレス: living-lab@srd.mech.tohoku.ac.jp</p>
<p>国立研究開発法人産業技術総合研究所 相リビングラボ</p> <p>千葉県柏市柏の葉6-2-3 東京大学柏IIキャンパス 内 社会イノベーション棟 TEL: 029-861-8427 アドレス: M-living-lab-ml@aist.go.jp</p>
<p>株式会社善光総合研究所 Care Tech Lab</p> <p>東京都大田区東糀谷六丁目4番17号 TEL: 03-5735-8080 アドレス: sfri@zenkoukai.jp</p>
<p>SOMPOケア株式会社 Future Care Lab in Japan</p> <p>東京都品川区東品川4-13-14 グラスキューブ品川10階 TEL: 03-5781-5430 問い合わせ先: https://futurecarelab.com/</p>
<p>学校法人藤田学園 藤田医科大学 ロボティクススマートホーム</p> <p>愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地98 藤田医科大学 病院内 TEL: 0562-93-9720 アドレス: cent-rsh@fujita-hu.ac.jp</p>
<p>国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター</p> <p>愛知県大府市森岡町7-430 TEL: 0562-46-2311 アドレス: carrl@ncgg.go.jp</p>
<p>独立行政法人労働者健康安全機構 吉備高原医療リハビリテーションセンター</p> <p>岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 TEL: 0866-56-7141 アドレス: syomu@kibiriah.johas.go.jp</p>
<p>国立大学法人九州工業大学 スマートライフケア共創工房</p> <p>福岡県北九州市若松区ひびきの2-5 情報技術高度化センター TEL: 093-603-7738 アドレス: slc3lab-technical-support@brain.kyutech.ac.jp</p>

CARISO (CARE Innovation Support Office) について 介護系スタートアップ支援事業について

介護系スタートアップ支援事業とは

実用化に向けて課題を抱えた介護系スタートアップ企業、アカデミア等と、その解決のためのアドバイスを行う専門家(サポーター※)をマッチングし、業界動向や事業計画、販売計画や海外展開検討までを総合的・俯瞰的に見据えたうえで、各段階に応じたきめ細かな相談・支援を実施。

※サポーターとは、法規制対応、マーケティング、事業計画、資金調達、経営戦略、知財戦略、海外展開等の各分野の専門家

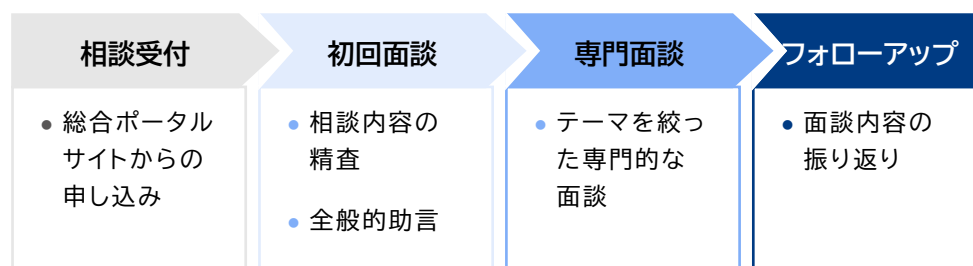


相談・支援の流れ

介護系スタートアップ支援事業の総合ポータルサイト(準備中)の申し込みフォームにて申し込みを実施。

初回面談では相談内容の精査や全般的な助言を実施。

相談内容に応じて、面談を複数回に分け、相談内容に合わせたサポーターによる追加の面談を実施。



介護系スタートアップ支援事業では、相談以外にも様々な支援メニューを展開(予定)

SUセミナー
スタートアップ・アカデミアに対し専門家によるセミナーを提供

ハンズオン支援
介護系SUに対し、適切な人材をマッチングさせ、集中的にハンズオン支援

介護テックアワード
特に有望な介護系SUを発掘し、その展開を支援するためのアワード企画を実施

介護テックサミット
介護系SUと大企業や支援機関のマッチング機会のための展示会を実施

知財戦略策定支援
希望シーズに対し、実用化を図るための総合的な調査・支援を実施

シーズデータベース
介護系SU・アカデミアと出資先や大手企業等のマッチング機会を提供

SU支援ガイドブック
SUの課題解決の一助となるようガイドブックを提供

各種調査・まとめ
日本のSU企業やその支援機関に関する各種調査を実施し、現状を把握

令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰

1. 表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

※併せて、厚生労働大臣表彰も実施

表彰実績

○R5年度：推薦件数 60件（31都県から）

▶ 選考結果：内閣総理大臣表彰 2件、厚生労働大臣表彰 4件、奨励賞 54件

○R6年度：推薦件数 71件（42都府県から）

▶ 選考結果：内閣総理大臣表彰 1件、厚生労働大臣表彰 5件、奨励賞 63件

2. 選考基準 ※事業者の取組内容等について以下の観点から審査

① 働きやすい職場環境づくりに資する取組であること (1) 職員の待遇改善に係る取組がなされているか。特に入職率の増加や離職率の減少に資する取組として優れている取組を評価する。 (2) 人材育成に係る取組がなされているか。特に効果的な人材育成に資する取組として優れている取組を評価する。 (3) 介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。特に業務の役割分担、業務負担の軽減及びサービスの質の向上が図られている取組を評価する。 (4) 上記(1)～(3)の各取組について「取組の課題」、「取組時期」、「取組のプロセス」、「要したコスト」、「特筆すべきアピールポイント」及び「今後の展望」が具体的に記載されていること。	③ 実効性のある取組であること ・①(1)～(3)の各取組について、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。 ・①(1)～(3)の取組を複数行っている場合等、事業所において、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。
② 複数の課題に対して優れた取組を行っているか	④ 持続性のある取組であること ・取組が一過性のものではなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。等
	⑤ 他の事業所での導入が期待される取組であること ・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。 ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。

3. 令和7年度表彰に向けた流れ・スケジュール

令和6年12月5日：(厚生労働省⇒各都道府県) 表彰候補者の推薦依頼(原則として公募の実施を依頼)

：(厚生労働省) 全国を対象とした自薦による公募受付開始

令和7年2月14日：(厚生労働省⇒各都道府県) 厚労省事務局での公募受付〆切。受け付けた推薦調書は各都道府県へ順次送付

3月31日：(各都道府県⇒厚生労働省) 都道府県からの推薦〆切。都道府県は審査基準を踏まえ表彰候補者を推薦

4～6月：(厚生労働省) 選考委員会による選定

8月27日：表彰式(※令和6年度は9月3日に都内にて開催)

ご清聴ありがとうございました